

大使館便り

第215号 令和3年2月15日
在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からのご挨拶

ポルトガルは現在、新型コロナウイルス感染症拡大状況（人口単位当たりの感染者数及び死者数）が、欧州の中でも特に深刻な状況にあります。皆様もテレビでご覧になったかもしれませんが、ポルトガル国内の医療体制が逼迫しつつある状況を踏まえ、先日、ドイツから医療チームが派遣されました。ポルトガルは、現在、「非常事態宣言」下にあります。度々、同宣言が延長されるとどうしても、「非常事態」が「日常化」してしまい、気の緩みが生じることもあるかと思えます。どうぞ、御自身及び御家族等、大事な方々を守るためにも、今一度、気を引き締めてステイホームの実践等をしていただきますよう御願いたします。

さて、今月23日、天皇陛下は61才の誕生日を迎えられます。例年、天皇誕生日の祝賀レセプションには、公邸に政府関係者、外交団、企業・文化関係者等の皆様をお迎えしておりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながらレセプションを開催することが適いません。これに代わり、本年は当館HPに特設ページを開設いたしました。同HPでは、天皇誕生日に際する私の祝賀ビデオメッセージや昨年日本ポルトガル修好160周年記念事業や茂木外務大臣によるポルトガル訪問等、様々な行事を写真とともに紹介するビデオも掲載しております。お時間のある際には是非ご覧いただければ幸いです。

天皇誕生日祝賀特設HPリンク：

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_pt/dia-nacional2021.html

2. 政治・経済関係

(1) ポルトガルが2021年上半期EU議長国に就任

ポルトガルは、2020年下半期に議長国を務めたドイツから議長国の任を引継ぎ、2021年上半期の議長国に就任しました。1月5日には、ポルトガルのEU議長国就任に伴い、シャルル・ミシェル欧州理事会議長がリスボンを訪問し、アントニオ・コスタ首相と会談を行いました。会談後の会見でコスタ首相は、「EUの強化のため、また、EU経済を公正で、環境に配慮した、デジタルな経済へと復興させるべく、我々は6ヶ月間、この上ない仕事を任されている。ポルトガルは4度目のEU議長国を務めることとなるが、リスボン条約以降の現行の体制での議長国は初めてとなる。この6ヶ月間、様々な機関と緊密に連携していきたいが、特に欧州理事会議長とは密に連携を図りたい。」と述べました。ポルトガルは議長国として（1）気候変動対策及びデジタル移行を活用した欧州の復興の促進、（2）公正で包括的な気候変動対策と確実なデジタル移行のため欧州の柱となる社会問題の解決の具体化、（3）世界に開かれた欧州の戦略的自治力の強化の3項目を優先事項として掲げています。

(2) 国内感染症流行状況が悪化

昨年11月9日に発動された「非常事態宣言」は、国内の感染状況に鑑み、2週間毎に延長されてきており、2月14日まで延長されました。また1月21日、政府はこれまでの制限措置に加え、新たに22日からの高等教育機関を除く教育機関の15日間の休校を決定し、2月8日からの原則オンライン授業への移行を決定しました。1月に入り、国内では感染者数・死者数共に過去最多を更新し続け、1月31日には、オーストリアとドイツがポルトガルに対する医療支援を表明しました。閣僚の感染も相次いで確認されており、1月に入ってからこれまでにアナ・メンデス労働大臣、ジョアン・レアン財務大臣、シザ・ヴィエイラ経済・デジタル移行大臣、アルブケルケ農業大臣、クラヴィーニョ国防大臣の陽性が確認されており、今後も感染対策のための様々な措置が講じられる可能性があります。

(3) インテルカンパス社の世論調査結果—12月

1月12日、ジョルナル・デ・ネゴシオス紙は、インテルカンパス社が実施した世論調査結果を発表しました。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は38.0%（前月比増減無し）、最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は24.1%（同0.5ポイント増）と先月から減少しました。PSとPSDの支持率の差は13.9ポイント（前月比0.5ポイント減）に減少しました。その他主要政党では、左翼連合（BE）とシェーガ党（CH）の支持率が増加し、統一民主連合（CDU）と人とりベラル主導党（IL）の支持率が減少しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

（政党別支持率推移）

政党	8月	9月	10月	11月	12月	1月
社会党（PS）	39.6	37.4	37.5	37.1	38.0	38.0
社会民主（PSD）	24.8	24.3	24.8	24.2	23.6	24.1
左翼連合（BE）	8.5	9.9	11.0	7.7	7.3	9.1
シェーガ党（CH）	7.9	7.4	7.7	7.3	7.7	9.1
統一民主連合（CDU※）	6.1	5.5	4.3	4.9	5.4	5.7
リベラル主導党（IL）	3.2	4.1	4.1	5.3	3.4	3.6
人と動物と自然の党（PAN）	2.8	2.1	2.4	3.3	4.5	3.8
民衆党（CDS）	4.4	4.3	4.1	4.1	3.2	2.3
自由党（Livre）	0.4	0.9	0.4	1.8	0.9	0.2

※ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）

(4) サントス・シルヴァ外務大臣がモザンビークを訪問

1月19日～21日、サントス・シルヴァ外務大臣は、ジョゼップ・ボレルEU外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副委員長の代理として、リタ・ラランジーニャ欧州対外行動局長と共に、モザンビークのカーボ・デルガード州治安問題解決に向け、モザンビークを訪問しました。サントス・シルヴァ大臣は「ニュシ・モザンビーク大統領への表敬は、モザンビーク政府の優先

事項を明確且つ正確に特定し、EUとして迅速に具体的な支援計画を策定する上で、非常に重要なものだった。更なる支援を進めるべく、会談の成果を欧州に最大限に持ち帰り、具体化させることが今回訪問目的であり、迅速に対応すべき任務である。」と述べ、1月25日には、クラヴィーニョ国防大臣が欧州議会安全保障及び防衛に関する小委員会で「モザンビークへの支援はEUの関心事項であり、ポルトガルはモザンビーク当局との対話を主導できる例外的な立場にある。テロとの戦いには、モザンビーク政府との緊密な対話が必要である。EUによるマリ訓練ミッションの様に、モザンビーク軍の訓練に焦点を当てなければならない。」と見解を述べました。

(5) レベロ・デ・ソウザ大統領が再選を果たす

1月24日、大統領選挙が実施され、現職のレベロ・デ・ソウザ大統領（社会民主党）が有効票の過半数を上回る60.91%を獲得し、第1次投票での再選を果たしました。レベロ・デ・ソウザ大統領は選挙後の会見で、投票した有権者への感謝を示した上で、「私の、あなた方の、そして我々の使命は、第一に感染症の鎮静化であり、その後に復興に取り組んでいきたい。」と今後の抱負を表明しました。レベロ・デ・ソウザ大統領はこれまでコスタ政権（社会党）との協調的姿勢を取っており、今後も同路線が続くことが見込まれます。なお、選挙前から懸念されていた新型コロナウイルス感染症拡大の影響による棄権率は、ポルトガル大統領選挙史上歴代最高の60.7%となりました。

(6) 2020年度財政赤字の発表

1月27日、政府は2020年度財政赤字を発表しました。2020年度財政赤字は103億2,000万ユーロとなり、2019年度と比較し、97億4,000万ユーロの財政赤字の増加となりました。新型コロナウイルス感染症流行に伴う経済活動の減退に加え、感染症対策のため講じた項目で45億3200万ユーロの赤字が増加しました。税収は、所得税の徴収延期（6億9500万ユーロ減）及びレイオフ制度利用に伴う社会保障税の支払い免除（5億900万ユーロ）を始め、合計で14億2600万ユーロ減少しました。一方、財政支出は雇用維持対策費（8億8100万ユーロ）、社会保障関連費（7億4000万ユーロ）、医療機器及び物資の購入（6億4100万ユーロ）、復興費用（2億8400万ユーロ）を始め、31億500万ユーロ増加となりました。

3. 広報・文化関係 (イベント)

(1) リスボン・クラブ主催（当館協力）によるオンラインセミナー

‘The Ocean that belongs to All’

2月22日及び23日にリスボン・クラブ主催（当館協力）の海洋に関するオンラインセミナーが開催されます。講演者には、国連からピーター・トムソン国連事務総長海洋特使、ポルトガル政府からはサントス海洋大臣、ゴメス・クラヴィーニョ国防大臣及びエイトール科学技術・高等教育大臣等が参加される他、日本からも角南笹川平和財団理事長兼海洋政策研究所所長や石井東京大学未来ビジョン研究センター・ダイレクター他に参加いただきます。セミナーはポルトガル語及び英語で実施され、YOUTUBE もしくは ZOOM による視聴が可能です。

同時通訳（ポルトガル語・英語）による視聴を希望される場合は ZOOM への事前登録が必要となります。

詳しい情報は以下リンクをご覧ください。

<https://www.clubelisboa.pt/en/conferences/the-ocean-that-belongs-to-all/>



(2) 国際交流基金マドリード文化センター及び当館共催オンラインイベント「ジャパトラ座による日本物語紹介」

標記「ジャパトラ座による日本物語紹介」ビデオを順次オンラインで公開しております。日本の「春夏秋冬」及び「花鳥風月」に寄せた民話（各四話）の紹介です。以下の URL よりご視聴・お楽しみください。

- ・全体紹介:

https://www.youtube.com/watch?v=srhqmEqLJLM&feature=youtu.be&fbclid=IwAR04CDJ0fw6RW_x2WHEtZZKFEbzTDwhj2TAiJW71LL225qqc94tWW1dJPjw

- ・「春夏秋冬」シリーズ（「じごくのそうべえ」（春）、「耳なし芳一」（夏）、「月のうさぎ」（秋）、「雪おんな」（冬））:

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_pt/11_000001_00305.html

- ・「着物でトーク」:

<https://youtu.be/3pjTzGM4Smc>

- ・「花鳥風月」シリーズ（「八百屋お七」（花））:

<https://youtu.be/0o56bwH5-04>

引き続き、「おくのほそ道」（鳥）、「夢応の鯉魚」（風）、「山月記」（月）三話を公開の予定です。

リンク情報等につきましては追って掲載してまいります。

(お知らせ)

(1) 第14回ポルトガル日本語教師会 オンライン勉強会

ポルトガル日本語教師会では、月に一回、日本語教育に携わる人向けの勉強会を行っています。『日本語教師のためのCEFR』を読み進め、質問・コメントを出しながら、勉強しています（CEFRとはCommon European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessmentの略で、言語教育に関わるすべての人が言語学習・言語教育などに関して参照するためのガイドライン）。

ご興味のある方は是非、ご参加ください。「聞くだけ」の参加も大歓迎です。詳細はポスターをご覧ください。

—お問い合わせ: apjjjapones@gmail.com
(APJPポルトガル日本語教師会)

第14回ポルトガル日本語教師会オンライン勉強会
第3章
CEFRが目指す言語教育
2021.3.12 Março 10:30-11:30
ポルトガル日本語教師会Zoomアカウント

今勉強会で読んでいるところ
今月は第3章CEFRが目指す言語教育(44ページ)
「Q.20 CEFRがいう「ストラテジー」とは何ですか？」からです。
事前の予習は不要で、その場で当日のテキストを音読するところから始めます。
もちろん予習して下さっても構いません。下記の本を各自ご準備下さい。
本の入手が間に合わない場合には、どうぞ相談ください。
毎回参加者が交代で司会をします。「聞くだけ」の参加も歓迎です。
興味のある回だけ参加することも可能です。

今勉強会で読んでいる本
くろしお出版「日本語教師のためのCEFR」
奥村 三菜子(編集), 櫻井直子(編集), 鈴木裕子(編集)
単行本(ソフトカバー): 200ページ
出版社: くろしお出版(2016/6/3)
言語: 日本語
ISBN-10: 4874247016
ISBN-13: 978-4874247013

お問い合わせ: ポルトガル日本語教師会 apjjjapones@gmail.com

(2) 「まるごと (A1) 日本語オンラインコース」のポルトガル語版自習コースの 開講

国際交流基金の日本語学習サイト「みなと」に「まるごと日本語オンラインコース (A1)」の解説言語としてポルトガル語が新たに加わりました。

本コースは、インタラクティブなeラーニング教材で、コミュニケーションのための日本語(聞く、話す、読む、書く)を総合的に学ぶことができます。

下記URLをご参照ください。

URL : <https://www.fundacionjapon.es/jp/Actividades/Lengua-Japonesa/evento/222/marugoto-online-portugues>

(広報文化班より)

今後、当館主(共)催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまでご連絡下さい。

4. 領事関係

(1) 新型コロナウイルス感染症について

(ア) 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますのでご利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ (ポルトガル語)

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保険総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ (日本語)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

(イ) なお、新型コロナウイルスに係る東洋人に対する風評被害（感染者であるかのごとく扱われる被害）等について、お心あたりのある方は、当館領事班へご連絡下さるようお願いいたします。

(2) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

1月8日、日本政府は、日本国内の緊急事態宣言発出に伴い、同宣言が解除されるまでの間、全ての入国者・再入国者及び帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施することを決定しました。また、1月13日には、検疫強化対象となる変異ウイルスの感染者が確認された国・地域にポルトガルが追加指定されました。

これらの決定を受け、ポルトガルから帰国する日本人及び外国人入国者については、日本時間1月17日午前0時より、出国前72時間以内の陰性証明の提出が必要になります。陰性証明を提出できない場合は、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で14日間の待機が要請されます（ただし、入国後3日目の検査で陰性と判定された場合は位置情報の保存等の誓約を行った上で、入国後14日間の自宅での待機が求められる）のでご注意ください。

また、入国時に、14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずること等について誓約を

求められます。同契約に違反した場合には、検疫法上の停留の対象になり得るほか、氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得るとされています。

なお、出国前の検査証明については、所定の様式での提出が原則ですが、右様式に対応する医療機関がない場合、任意のフォーマットも可能とされています。検査証明に関する詳細情報は、以下のリンク先よりご確認ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

また、同様式への証明を可とする当国内の検査機関については、次のリンク先リストをご参照ください。

<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100142698.pdf>

(3) 欧州でのテロ等に対する注意喚起

12月1日、外務省の海外安全ホームページに、欧州でのテロ等に対する注意喚起が掲載されましたので、以下のリンク先をご一読の上、安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C085.html

(4) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの導入

昨年、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）において、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが導入されました。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いいたします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

(5) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事態に遭われた場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。

また、大規模事件・事故、テロ事件、大規模自然災害などの緊急事態発生時、「在留届」を提出いただいた方々には、安全に係る情報を提供しております。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、皆様のご友人・知人で「ポルトガルに居住しているが、まだ在留届を提出していない方」がおられましたら、届出を行うようご案内下さい。

また、ポルトガル国内で転居、日本への帰国、他国への転出等、在留届の届出事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を下記領事班あてにご連絡いただきますようお願いいたします。

(6) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等、第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

登録はこちらからお願いします→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(7) 海外に住んでいても、国政選挙への投票が可能に！

在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先をご参照下さい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

(8) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

(ア) あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

(イ) マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できます。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(※市区町村によって手数料・サービス内容が異なります)。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになる予定です。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができるようになります。2021年3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度において使えるようになることを目指しており、また、令和5年(2023年)3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

(ウ) マイナンバーカードが健康保険証になれば、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

(エ) カードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願い申し上げます。

(9) 日本語補習授業校、入学希望者募集

リスボン日本語補習授業校及びポルト日本語補習授業校では、2021年度（令和3年度）の入学希望者を募集いたします。

(ア) 募集する児童生徒

- ・幼稚部・年長組：満5歳以上であること。（2016年4月1日までに生まれた子供）
- ・小学1年クラス：満6歳以上であること。（2015年4月1日までに生まれた子供）
- ・小学2～中学3年生

(イ) 入学の基本条件

- ・ポルトガル国在留の日本国籍を有する子女であること。
- ・当該学年の授業成立に必要な日本語能力を有すること。

(ウ) 授業について

- ・授業日：毎週土曜日 午前中（年間40日程度）
- ・学習教科：国語、算数、数学

詳しくは、こちらのリンクをご覧ください。

<リスボン日本語補習授業校>

<https://lisbon-jschool.wixsite.com/lisbon-jschool/blank-2>

連絡先：lisbon_jschool@yahoo.co.jp

<ポルト日本語補習授業校>

連絡先：kyomuportohoshukou@gmail.com（ポルト日本語補習授業校運営委員会）

(10) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からのご意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、ご意見・ご要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにE-mailにてご連絡下さい。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 E-mail：consular@lb.mofa.go.jp